

要綱第4条関連：助成対象事業等の例示(イメージ)

* 下線付きの事業は、社会福祉協議会が今年度特に力を入れたいと考えている優先事業です。

① ボランティア団体活動等

○ こども食堂・継続的開催

○ フードバンク

○ 障がい者支援に関する活動 点訳ボランティア、視覚障がい者への朗読、手話ボランティア

○ 子育て支援に関する活動 子育てサロン、学習支援、読み聞かせ、子どもたちの健全育成のためのボランティア

○ 高齢者・障がい者への生活支援ボランティア 福祉施設への訪問（文化活動、交流会、話し相手など）、傾聴ボランティア

○ 災害時のボランティア活動 避難所支援、被災者支援、災害ボランティアセンターの支援、

○ カラオケ、コミュニケーションマージャン・将棋・囲碁の講師ボランティア、教室・大会の開催

② ボランティア団体以外の任意団体や地区（行政区）等で行うボランティア活動等

○ 地域食堂、こども食堂、会食による交流会など・単発的な開催も可

○ 居場所づくりを目的としたカフェ、空き家を利用したつどいの場の運営、私設図書館

○ 地区で行う高齢者・障がい者への生活支援(ゴミ出し、草取り、雪かき等)、ひとり暮らし高齢者への配食、
フレイル予防健康教室、高齢者とこどもの世代間交流(e スポーツ、ニュースポーツ、芋煮会等)

○ 地区の防災・減災に関する事業 防災訓練、炊き出し訓練、防災(危険箇所)マップの作成、避難所マニュアルの作成等

○ 地区の安全に関する事業 救急訓練、交通安全勉強会、詐欺被害防止講習会

○ スマホ、パソコン教室

○ こどもの健全育成に関する事業 自然研究、体験学習、エコ学習

○ 地域文化の継承、振興に関する事業 地区のおまつり(復活)、季節の伝統行事(復活、体験)

* その他、カラオケ教室(大会)、健康マージャン・将棋・囲碁教室(大会)、グランドゴルフ等の軽スポーツ大会(教室)などの比較的娯楽的要素の強い事業については、地区の有志や任意団体が、高齢者等を対象にして(出来れば講師などを務めながら)開催する教室や大会などを、「ボランティア活動」として、助成対象とします。…開かれて外に向けた働きかけのある活動

* しかし、上記の事例だけでなく、団体・グループ・サークル等が、主に会員を対象にして実施する事業、研修会などは「ボランティア活動」と認められない(ボランティア面が弱い)ので助成の対象外とします。

③ 当事者団体の行うボランティア活動等

○ 団体としてボランティア活動の実施、ボランティア活動への参加

○ 会員以外の地域住民などが参加できるイベントなどの実施

○ 他団体との情報交換会、交流会、合同での研修会の開催

* 会員だけを対象とした活動や事業(研修会やイベント)は対象外です。